

平成 6年11月15日

発行 青梅市文化財保護指導員連絡協議会

青梅市郷土資料室

(青梅市駒木町 1-684 Tel.0428-23-6859)

近世の沢井村を見る

近世の村について、その概観を本ニュース第 55 号で紹介しました。今回はもう少し具体的に武州多摩郡三田領沢井村を例にしてみましよう。

近世の沢井村は、現在の沢井の地名を冠する地域より広く、御岳本町及び二俣尾 5 丁目の一部までを包含した地域でした。近世の封建体制の基盤となった年貢収奪の行政体としての沢井村が成立したのは、代官頭大久保石見守長安によって年貢収奪の土地調査（これを「検地」といいます。）が行われた慶長 3 年(1598)の時期と考えられます。そして 70 年後の寛文 8 年(1668)に関東幕府領の一斉検地の一環として沢井村も封建体制の政治・経済の基礎となった、いわゆる土地からの収穫高を米に換算した石高制検地が実施され、年貢・諸役の負担の基準となった村高は 405 石 2 斗 8 升 6 合と定められました。しかし沢井村は山間地で集落が点在した地勢、また面積が広いということもあったためか、貞享 3 年(1686)に沢井村上分、下分の 2 村に分村され、文化年間(1804)以後明治維新まで川越城主松平大和守の領地であった時期を除き幕府の直轄領でした。しかも年貢も別々に村高が設定さら納めました。村の運営は、一般的に名主、組頭及び百姓代の村高三役によって執り行われましたが、分村後もやはり別々に村役人が置かれました。ちなみに下分をみてみますと、享保 4 年(1719)以降は特定の家が名主を勤めるのではなく 4 軒の大高持農民(土地を多く持って年貢を多く出した者をいいます。)廻り持ちする年番(輪番)で名主、年寄を勤め、組頭は平溝、軍畑、関谷、塚瀬、大平の 5 地域に置き、さらに五人組合には判頭という役を置いていました。ただ百姓代は特段的な置き方はなかったようです。沢井村の家数、人口は寛政 11 年(1800)の村柄書上帳によると、144 軒の 644 人(男 346 人、女 298 人)でしたが、恐らく近世を通して家数の増減はさほどなかったかと思われまます。村民の負担は年貢のみではなく、村入用といって村の運営費を共同で負担しましたが、沢井村の明和 2 年(1765)の経費をみると、年貢納入出張旅費、寺院への寄付、村にきた座頭等お布施費、名主給金、紙筆代、風祭・氷祭代などで年間 13 貫余文となっています。村民は日ごろは農業に従事していたわけですが、それだけでは当然に暮しは成り立ちませんので、農間稼といって桶屋、木挽、大工、紺屋や小商いをする者がこの当時 25 人おり、その他の多くの男性は材木の切り出し、筏流しや炭焼きなどの山仕事に従事し、女性は夏は蚕を飼い、普段は青梅稿を織って生計を立てていました。以上、字数の都合で簡単に沢井村の様子を見ましたが、こういった当時の様子は今も旧村の名主のなどの村役人を勤めた家に残る古文書から多くを窺い知ることができます。

(文責 大澤清吾)